

議案第 8 号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第15条まで 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 (1) 献立等に関し、栄養士による必要な指導、助言等が 受けられる体制にあること。 (2)から(4)まで 略 2 略 以下 略	第1条から第15条まで 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 (1) 献立等に関し、栄養士又は <u>管理栄養士</u> による必要な 指導、助言等が受けられる体制にあること。 (2)から(4)まで 略 2 略 以下 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。